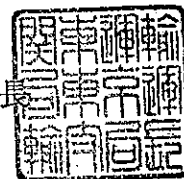


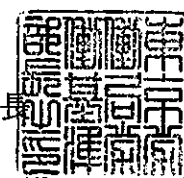
東運監第 750号
東労基発第 39号
平成22年 3月26日

荷主団体代表者各位

関東運輸局東京運輸支局長



東京労働局労働基準部長



貨物自動車運送事業における安全運行の確保及び過労運転・過重
労働防止等労働条件の改善のための協力要請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より運輸行政及び労働行政の推進につきまして多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者につきましては、運輸関係法令及び労働関係法令の遵守とともに、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号。以下「改善基準」といいます。)及び過労運転防止を目的とした「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)を遵守することが求められています。

ところで、平成21年に東京労働局管下の18労働基準監督署(支署)で実施した貨物自動車運送事業に係る監督指導の結果、労働基準関係法令違反及び改善基準違反の比率は、いずれも前年に比して上昇しており(別紙参照)、依然としてトラック運転者の長時間労働の実態が認められます。

このため、東京労働局では監督指導等を強化し、貨物自動車運送事業における長時間労働及び過重労働による健康障害防止に努めることとしています。

さらに、国土交通省では、平成19年5月にまとめた「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」において、荷主からの無理な運行依頼など、荷主の行き過ぎた行動が貨物運送事業者の安全運行を阻害する要因となっていると指摘した上で、平成20年4月から貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告制度を強化し、勧告の対象に従来の過積載運行のほか、過労運転や最高速度違反を新

たに加えたところであります。

また、国土交通省が平成21年3月に発表した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき死傷事故半減を最大の目標に、平成21年10月より処分基準を強化し監査を進めているところでありますが、併せて荷主団体のご理解とご協力を得ながら貨物自動車運送事業者のコンプライアンスの徹底を指導してまいります。

つきましては、貴職におかれましても、都内傘下会員に対し、下記事項について、さらなるご指導をお願い申し上げます。

記

- 1 トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、改善基準等に定める拘束時間や運転時間の限度についても遵守することが必要であること。

(別添参照)

- 2 運送の発注を行うに当たっては、次の事項に配慮していただくこと。

- (1) 貨物自動車運送事業者が上記1の労働時間等を遵守した運行計画を立てられるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うこと。

なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。

- (2) 運送貨物の量を増やすよう依頼する場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行とならないようにすること。
- (3) 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定やルート変更等を行い、遅延に対するペナルティ付与を行わないよう柔軟に対応すること。
- (4) 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。
- (5) 荷積み、荷卸し作業時に、トラック運転者が荷台又は荷の上から墜落・転落する労働災害が多発しているため、構内において安全に荷の積み卸し作業ができるように、関係設備の設置に配慮すること。
- (6) 運送契約においては、適正な運賃を設定すること。(燃料サーチャージ制含む。)

以上

別紙「道路貨物運送事業に係る監督指導結果」

東京労働局

年	事業場数 監督指導実施	同 違反事業場数	同 比率 (%)	違反状況（労働基準法）			改善基準告示違反 事業場数	同 比率 (%)	改善基準告示違反状況					
				32条	35条	37条			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
				労働時間	休日	割増賃金								
平成21年	83	72	86.7	47	5	29	39	47.0	22	34	22	5	14	4
平成20年	143	117	81.8	76	7	43	59	41.3	28	46	31	5	15	6

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の内容

区分	内容	
拘束時間 (*1 参照)	1 か月 293 時間 (毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての拘束時間が 3, 516 時間を超えない範囲内において 320 時間まで延長可。)	
最大拘束時間	1 日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15 時間超えは 1 週 2 回まで)	
休息期間 (*2 参照)	1 日の休息期間は継続 8 時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。)	
運転時間	1 日の運転時間は、2 日平均で 9 時間以内 1 週間の運転時間は、2 週間ごとの平均で 44 時間以内	
連続運転時間	運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない。 (1 回につき 10 分以上、かつ、合計 30 分以上とすることも可。)	
特例	(1)分割休息期間	業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間における全勤務回数 ² の 2 分の 1 以上の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上とすること。
	(2)2 人乗務	1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可。休息期間を 4 時間に短縮可(ただし、車内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。
	(3)隔日勤務の特例	業務の必要上やむを得ない場合には、2 暦日における拘束時間が 21 時間を超えず ³ 、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること。

*1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間(例えば、トラックが現場へ到着し、荷卸しや荷積み始める時刻まで待機している時間などをいいます。手待ち時間も労働時間です。)及び休息期間を合計したものです。

*2 「休息期間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。